

重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業とは

- 社会福祉法の改正（令和3年4月施行）により、地域共生社会実現のための事業として国が創設
- 相談支援や地域づくりに向けた既存の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、**「I 相談支援」「II 参加支援」「III 地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施**することにより、包括的な支援体制を構築
- 既存の事業を一体的に実施できるよう、各分野の補助金を「重層的支援体制整備事業費交付金」として一括交付
- 区市町村の任意事業（令和6年度の特別区の状況：実施11区、移行準備事業3区）

＜事業の全体像＞

I 相談支援

※ 複雑化・複合化した課題
…一つの世帯に複数の課題が存在していたり、世帯全体が孤立している状態

包括的相談支援事業

- ◆ 各分野の窓口の連携体制によって、属性や世代を問わずに相談を受け止める
- ◆ 複雑化・複合化した課題は多機関協働事業へつながり、連携した支援を行う

＜江東区・社協の既存事業＞

- ・既存の窓口
- ・地域包括支援センター
- ・子ども家庭支援センター
- ・社協サテライト（地域福祉コーディネーター）など

複雑化・複合化した課題

多機関協働事業

- ◆ 支援関係機関の役割分担を調整するなど重層的支援体制整備事業の中核を担う
- ◆ 複雑化・複合化した課題に対する支援プランの作成や、支援会議等を活用しながら各機関の役割や支援方法の協議を行う

＜江東区・社協の既存事業＞

- なし

支援会議 ※守秘義務あり

- ・事案の情報共有、必要な支援の検討

重層的支援会議

- ・支援方法の適切さの協議、共有
(本人同意を得た場合のみ可)

II 参加支援

参加支援事業

- ◆ 社会とのつながりを作るための支援を行う
- ◆ 利用者ニーズを踏まえたマッチングやメニューを作成する

＜江東区・社協の既存事業＞

- ・ボランティア・地域貢献活動センター
- ・社協サテライト（地域福祉コーディネーター）など

III 地域づくりに向けた支援

地域づくり事業

- ◆ 居場所づくりや、世代や属性を超えて交流できる場の拡充に努める

＜江東区・社協の既存事業＞

- ・社協サテライト（地域福祉コーディネーター）
- ・生活支援体制整備事業・子育てひろばなど

実施に向けた課題

- 多機関協働事業の実施主体の検討
- 関係窓口・機関への周知、協議
- 会議体の構築・見直し
- 歳入・歳出予算の整理
- 補助事業から委託事業への見直し
- 組織体制の見直し・充実

今後の予定

令和7年度

第2期地域福祉計画に事業の方向性（実施体制のイメージ図や主な事業例）、実施に向けたスケジュールを記載

令和8年度以降

移行準備（重層的支援体制整備事業実施計画の策定）
→ 本格実施